

○東京大学大学院総合文化研究科・教養学部国際交流センター規則

平成27年 4月16日制定
平成30年 9月20日改正
令和 2年 3月12日改正
教 授 会

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学大学院総合文化研究科組織規則第15条第4項及び東京大学教養学部組織規則第17条第4項の規定に基づき、国際交流センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

(目的)

第2条 センターは、グローバスクャンパス推進本部国際化教育支援室駒場支部と連携のもと、留学生と外国人研究者の生活支援、国際教育の充実化及び各種国際交流事業の実施に関する支援を行い、もって国際交流活動の推進を図ることを目的とする。

(センター長)

第3条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、総合文化研究科の教授に、研究科長が委嘱する。
- 3 センター長は、センターを統括し、これを代表する。
- 4 センター長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 センター長が欠けたときの後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第4条 センター長は、副センター長を指名することができる。

- 2 副センター長は、センター長を補佐する。
- 3 副センター長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 副センター長が欠けたときの後任の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 センター長が欠けたときには、後任のセンター長が選出されるまでの間、副センター長がセンター長代行をつとめる。

(運営委員会)

第5条 センターに、これを運営するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(室)

第6条 センターに、次の各号に掲げる室等を置く。

- (1) グローバリゼーションオフィス
- (2) 留学生相談室
- (3) 国際研究協力室

(グローバルゼーションオフィス)

第7条 グローバリゼーションオフィスは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 留学に関する情報提供
- (2) 留学生対応、及び学内諸活動の支援に関すること
- (3) その他、国際交流（教育交流に関する事項）に必要な業務・支援に関すること
（留学生相談室）

第8条 留学生相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 留学生相談に関すること
- (2) 留学生対応、及び学内諸活動の支援に関すること
- (3) その他、留学生の教育支援に関すること
（国際研究協力室）

第9条 国際研究協力室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 国際学術交流協定や学生交流協定の締結及び更新業務
- (2) 部局間学生交流協定に基づく学生の交換留学の実施及び交換留学に関する情報提供
- (3) 国際会議、国際シンポジウム、短期の各種プログラムなどの実施に関する支援
- (4) 外国人研究者の支援に関すること
- (5) その他、国際交流（研究交流に関する事項）に必要な業務・支援に関すること
（庶務）

第10条 センターの庶務は、教務課において処理する。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センターの定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月16日から施行する。
- 2 この規則の施行によって最初に委嘱されるセンター長の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。
- 3 この規則の施行によって最初に指名される副センター長の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。
- 4 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属国際交流センター内規（平成25年4月18日）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年9月20日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。